

第16回京都市都市緑化審議会 摘録

1 開催日時

令和6年2月7日（水）午前10時～正午

2 開催場所

京都市役所本庁舎4階 正庁の間

3 出席者（敬称略）

委員11名出席（2名欠席）

会 長	深町	加津枝	
副会長	平山	貴美子	
委 員	井原	縁	（欠席）
委 員	黒木	要州	
委 員	谷	萌子	
委 員	徳岡	孝之	（欠席）
委 員	内藤	光里	
委 員	長畑	和典	
委 員	舟橋	知生	
委 員	町田	誠	
委 員	森山	敦子	
委 員	山口	敬太	
委 員	山田	豊久	

事務局

建設局みどり政策推進室	室長	永田	盛士
	事業促進担当部長	朝山	勝人
	みどり企画課長	山本	真史
	公園利活用第一課長	千垣内	麻衣
	公園利活用第二課長	大野	晃司

4 次 第

(1) 開会

(2) 会長・副会長あいさつ

(3) 議題

・地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方について（答申）

報告

・次期緑の基本計画の策定について

・宝が池みらい共創会議の正式発足について

(4) 閉会

5 会議録

＜委：委員、事：事務局＞

(1) 議題

〔答申〕 地域主体の柔軟な公園運営のための公園施設の在り方について

（質疑応答）

委：

答申案とガイドラインを並べてみて、いくつか気になる点がある。まず、対象となる施設について、答申案では、トレーラーハウス、大型キャンピングカー等を対象外と記しているが、ガイドラインには対象となる施設のことが記されていない。今回、共創施設は建築物を前提としているので、トレーラーハウス等が対象外というのは理解できるが、実際、トレーラーハウスのようなものが提案されたら、これを認めるのか認めないのかという問題が生じる。案件ごとに建築指導部局が建築物に該当するか判断するとなると、事業者は何を提案して良いのか分からなくなる。今回、答申案に「トレーラーハウス、大型キャンピングカー等は対象外」とあえて記した理由を教えてください。

事：

地域主体の公園運営を持続的なものとしていくには、しっかりとした建築物を設置して、便益施設の売上還元金等をもとに、地域交流施設が運営されていく必要があるとの考えから、仮設を対象外とした旨を記したものである。

委：

今、説明された仮設を対象外とした意図を明記した方が良いと思う。次に、ガイドライン「3 ガイドラインの目的」の文章に『以下に示す法令や条例等による規定がある場合は、それらの規定が優先される』という表現があるが、これらは、上位下位の概念がある訳ではないので、“優先される”ではなく、“これらの規定を満たす必要がある”というような表現が良いのではないか。また、言葉の使い方について、答申案では「市民や民間企業等」記されているものが、ガイドラインでは「サポート団体」や「設置主体」と表現されている。他にも言葉の使い方にばらつきがあるので、整理してもらいたい。

なお、今回、良いと思ったのは、「共創施設審査委員会」を位置付けたことである。この共創施設審査委員会を機能させて、行政の目でしっかりと審査してほしい。

事：

表現については、御指摘を踏まえて整理していく。

「共創施設審査委員会」は、計画された建築物を市の内部で審査をするものであるが、外部の方の意見も参考にさせていただきたいと思っている。例えば、緑化審議会の委員に御意見いただく機会を設けるなど、共創施設審査委員会が機能するようにしていきたいので、御協力をお願いしたい。

委：

答申案には、建蔽率10%上乗せに関する記載があるが、ガイドラインには記載がない。上乗せの条件等をガイドラインにはどのように記載する予定なのか。また、売上還元金を地域へ還元する仕組みは、新運営モデルでルールを決定するのか。「地域への還元」の地域というのは、公園のある地域のことなのか、行政なのか伺いたい。

事：

建蔽率の件は、今回の答申のなかで10%上乗せが妥当という答申をいただいた後、本市で10%上乗せする場合の具体的な条件等を検討し、条例改正等を進めていくものである。具体的な条件等が確定したら、ガイドラインにも記載させていただく予定である。上乗せの条件等の記載は、分かりやすいものとなるよう配慮していきたい。

売上還元金については、地域の公園運営委員会とサポート団体の間で取り決めを行い、公園運営委員会が受け取ることを想定している。施設を設置した場合、市には、公園に建築物の設置に伴う公園使用料が定額で入る。

本モデルは、行政が民間企業等から公園使用料を収入し、地域には店舗の売り上げの一部を還元して公園の管理運営に充ててもらおうという仕組みである。公園の整備に資金を充てるPark-PFIの制度とは、若干違ったものになる。

委：

答申案の「(3) 規模について」の中に、売上還元金の話が記載されていることに違和感がある。なぜここに記載したのか教えてほしい。

事：

持続的に収益を得て、地域に還元しようとする一定規模の店舗を公園内に設置する必要がある。北鍵屋公園において、公園に必要な機能を残しつつ、どの程度の店舗の規模であれば地元に還元するだけの収益を得ることができるかという実証実験を行い、必要規模を設定した。このような経緯があるので、規模の項目に、売上還元金の話が記されている。

委：

規模の項目に、いきなり売上還元金という言葉が出てきて、初見では少し分かりにくいので、表現を工夫した方が良い。

事：

御指摘を踏まえて表現を修正する。

委：

ガイドラインに掲載しているイラストについて、駐車場から建築物の間は舗装してあるようには見えないが、車いす利用者にとって、舗装されていない場所を通るのは苦勞する。他にも、車いす利用者や松葉づえを使用している者は、木の根上がりで転倒することもある。グレーチングに車いすのタイヤがはまったり、落ち葉がタイヤに付くと困るなど、利用者にしか分からないことがある。スロープや手すりを付けたからバリアフリーという訳ではない。公園整備に当たっては、色々な立場の利用者の話を聞いて計画してほしい。

事：

共創施設の設置に当たっては、関係法令に適合させる必要があるため、建築物や公園の出入口などについても、バリアフリーに配慮されたものとなる。

委：

バリアフリーについては、今後、関係者の御意見をしっかりと聞いて進めてほしい。

委：

共創施設設置の際に、民間事業者が付帯設備を整備することを期待したような内容となっているが、表現があいまいだと思う。これについては、サポート団体との協議で決まると思うが、チェックシートではまだあいまいな部分が残っている。より積極的に付帯設備の整備を検討してもらい、初期の売上還元金を割り増しして対応するなど考えていく必要があるのではないかと思う。

共創施設の運営は、売上還元金を公園運営委員会に渡してしっかりと運営してもらうことになるが、それを誰がどのようにチェックするのかということを考慮して仕組みを構築する必要がある。新運営モデルでは、設置許可までは非常に明確に示されているが、その後の運営の確認、評価をどうするのかという点を補足してほしい。

事：

売上還元金は、公園の管理運営や地域活性化につながることに使用することと規定しようと考えている。そのうえで、帳簿のようなものを市がチェックするような仕組みにしていきたい。また、売上還元金による付帯設備の整備については、費用がかかることなので、サポート団体参入の妨げとならないよう配慮しながら、市からも積極的に働きかけたいと思っている。

委：

答申案の「(2) 構造について」には太陽光パネル、駐車場の緑化や京都産木材の使用などが記載されているが、ガイドラインでは「京都市公共建築物脱炭素仕様」の規定に配慮することとまとめられてしまっている。ガイドラインは市民が見るものなので、具体的にイラストでわかるように表現できないか。例えば、ガイドラインのイラストには太陽光パネルは描かれているが、他にも駐車場の緑化や間伐材の薪ストーブ等を加えれば良いものになると思う。

事：

ガイドライン「2. 構造(1) 構造」の箇所では環境に関する記載が1行にまとめられているが、ガイドラインの「5. 付帯設備(5) 公園の環境整備」の箇所には、より詳細に記載している。イラストについては、吹き出しのような表現になるかもしれないが、御意見を踏まえて修正していきたい。

委：

共創施設の経営責任はどこにあるのか。公園運営委員会かサポート団体なのか、京都市なのか、誰が会計に責任を持つことになるのか伺いたい。

事：

共創施設として店舗を設置した場合、店舗の経営はサポート団体が責任を持ち、地域の交流施設は、公園運営委員会が運営責任を持つ。サポート団体から地域に還元される売上還元金は、公園運営委員会が責任もって使用、管理することになる。市は、公園運営委員会が適切に売上還元金を公園のために活用しているかをチェックすることとなる。

委：

私も責任の所在が分りにくいと感じた。地域の立場からガイドラインを見ると、どこを読んで良いのか分りにくい。ガイドラインは、主にサポート団体向けの文章になっているように感じる。

事：

今回の答申案とガイドラインは、サポート団体が設置する店舗や施設に関する内容が中心になっているので、主としてサポート団体が見ることを意識して作成した。ただ、新運営モデルは、施設を設置しない場合も運用できるモデルとしているので、その制度概要のようなものを別途作成している。制度概要は、地域を中心とした目線で作成している。策定できた際にはお知らせする。

委：

売上還元金が公園運営委員会に入るならば、公園運営委員会は、毎年、売上還元金を使い切らなくてはならないこととなり、公園運営委員会の負担が増えてしまうのではないかと。例えば、基金を創設して、一旦、売上還元金を基金に入れ、公園運営委員会が申請してその中から使うというやり方にすれば、使い道のチェックもできるのではないかと。このように、中間支援的な組織を作って対応していく方法もあるかと思うが、これについて検討されたことはあるか。

事：

今回はそこまでは検討していない。今後の参考とさせていただきたい。

委：

私は、答申案等の検討部会に参加していたので、概ねの内容は理解しているが、他の委員の意見を聞いて、今回、言葉の使い方にバラつきがあることが分かったり、新たな気づきもあった。

このガイドラインは、今後、実際に共創施設を設置する際に活用されるものなので、これからも充実させていくことになると思う。今後のステップについても見ていきたい。

委：

売上還元金のことになった。大学やNPO等がサポート団体となり収益が上がらない交流施設だけという場合もありうるが、それも想定されているのか。その場合、売上還元金は入らない。

事：

必ずしも収益の上がる便益施設の設置は必須としていないので、サポート団体として大学やNPO等もありえる。大学やNPO等と組む場合、地域への売上還元金は、全くない場合もありえるが、サポート団体の役割は、資金面だけではなく、人材面のサポートも含まれる。売上還元金が無いことを見越したうえで、地域の交流施設の運営が成り立つのであれば、施設の設置を妨げるものではない。

委：

例えば、自治会館を地域の交流施設として建てられるということか。

事：

自治会館は別の条件が関わってくるので、設置できると言い切ることはできないが、収益を生まない施設だけを設置する場合は、初期投資や維持管理、運営に係る費用を地域が捻出できるかという点がポイントになる。

委：

ガイドライン作った後に、どのように伝えていくのか。

事：

施設を設置する場合のガイドラインなので、この前段として、新運営モデルの制度をお知らせする冊子を作成しているところである。それについては、報道発表や公園愛護協力会に送付しているニュースレター等の媒体を活用しながら、しっかりとお知らせをしていきたいと考えている。

委：

先ほど御意見があったバリアフリー対応について、ガイドラインのイラストを修正した方が良いものがある。文書で基準を守れと書いてもどうしても伝わりにくいため、分かりやすいイラストで伝えていく必要がある。

事：

今回の御意見を踏まえ、事務局で、文言やイラスト等の修正をさせていただく。最終の答申のまとめ方はどうすれば良いか。

委：

委員の皆様にご同意いただけるのであれば、最終の答申は、会長に一任してもらいたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

事：

それでは、事務局で修正したものを会長に確認いただいたうえで、2月中に会長から本市に答申をいただく方向で進めさせていただく。

(2) 報告

〔次期緑の基本計画の策定について〕

委：

都市の緑は、防災・減災に大きく寄与するので、それを踏まえて次期緑の基本計画の策定を進めてほしい。

事：

御指摘を踏まえて、計画の策定を進めていく。

〔宝が池みらい共創会議の正式発足について〕

委：

宝が池公園の話は、北鍵屋公園とちょっと違うが、共通するのは、多様な主体がいて、皆で価値を共有して議論してビジョンを創っていくという点である。宝が池公園も、非常に活発で前向きな議論をされているという印象があり、今後、サポート団体のような話も出てくると思うが、これからが非常に楽しみである。期待したい。